

方注に方書十日之號、十有二辰之號、十有二月之號、十有二歲之號、二十有八星之號、注に自縣其巢
 上則去之と云り、天鳥は鬼車の類なり、元の陳友仁が序ある無名氏周禮集説に、劉氏曰、天鳥者陰
 陽邪氣之所生、故欲妖怪而不祥於人間、夜則飛騰、所至爲害、若鬼車之類、皆是、書錄解題に、周禮中義
 劉劉彝執中撰とあり、劉氏はこれにや、と見えたり、三善爲康の掌中歴に、永久三年三年の二字、拾芥抄に據て補ふ、七月の比、都鄙に
 鷄ありしに、十日、十二辰、十二月、十二歲、廿八星の號を、方に書て、懸たる事見えたれば、こゝにも周
 禮の説行れたるを知るべし、後世の書にも、清異録に、梟見聞者必罹殃禍、急向梟連睡十三口、然後
 靜坐、存北斗、一時許可禳、また埤雅釋鳥に、傳曰、梟避星名、これ亦星の惡鳥を禳ふ事を知るべし、彼
 鳥夜中飛行すといへる故に、六日の夜より七日の朝まで、七草を打なり、七草雙紙に、七草を柳木
 の盤に載て、玉椿の枝にて、六日の酉の時に、芹をうち、戌の時に、薺亥の時に、ごげう、子の時に、たび
 らこ、丑の時に、佛の座、寅の時に、鈴菜、卯の時に、すゞろをうちて、辰の時に、七草を合て、東の方よ
 り、岩井の水をむすびあげて、若水と名づけ、此水にては、くが鳥のわたらぬさきに、服するならば、
 一時に十年づゝの齡をへかへり、七時には、七十年のとしを忽に若くなりて云々、此はくが鳥の
 事は、いふにもたらぬ作りごとなれど、今も六日の酉の時よりたゝく也、亦根芹の諺、桐火桶に七
 度たゝくとある證とすべし、

〔秋苑日涉〕民間歲節上 七日月正 以七種菜爲糜略○中 事文類聚曰、東晉李鄂立春日、命以蘆服

芹牙爲菜盤、相饋贖遺墟、唐人立春日薦一作春餅生菜號春盤四時寶鏡、齊人月令立春日食生菜、取迎新之

意、坡詩、漸覺東風料峭寒、青蒿黃韭試春盤、又、蓼茸蒿笋試春盤、楊廷秀郡中送春盤詩、餅如繭紙不可

風、菜如縹茸劣可縫、韭芽卷黃苳舒紫、蘆服削冰寒、脫齒、臥沙壓玉割紅香、部署五珍訪詩腸、荆楚歲

時記曰、正月七日爲人日、以七種菜爲羹、注舊以正旦至七日諱食雞、故歲首唯食新菜蘇軾詩曰、七種

枝先翦元燈、月令廣義曰、五辛盤、葱韭薑絲芥辣、蒜椒爲之、又曰、七菜羹、歲時記揚雄賦、五肉七菜、臙厭